

平成 23 年 5 月 11 日

各 位

会社名 テルモ株式会社
代表者名 代表取締役社長 新宅 祐太郎
コード番号 4543 東証第一部
問合せ先 広報室長 桑井 哲也
(TEL 03-3217-6550)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 30 日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます）を決定するとともに、この基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ（2）に定義されるものをいいます）の一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「現行プラン」といいます）を導入することに関して決議を行い、平成 20 年 6 月 27 日開催の当社第 93 期定時株主総会において、現行プランを導入することについて株主の皆様のご承認をいただいたところです。

現行プランの有効期間は、当社第 93 期定時株主総会終了後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとなっておりますが、当社は、現行プラン導入以降の法令の改正、経済産業省に設置された企業価値研究会をはじめとする買収防衛策に関する近時の議論の動向等も踏まえ、平成 23 年 5 月 11 日開催の当社取締役会において、基本方針を引き続き維持することを確認した上で、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、下記のとおり、現行プランに法令改正等に伴う所要の変更（以下「本改正」といいます）を行った上で（以下変更後のプランを「本プラン」といいます）、現行プランを本プランへ更新すること（以下「本プランへの更新」といいます）を決議しましたので、お知らせいたします。

また、当社は、上記取締役会において、本プランへの更新に関する承認議案を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の当社第 96 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）に提出することを全取締役の賛成により決定しましたのでお知らせいたします。なお、本プランへの更新を決定した当社取締役会には、社外監査役を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランへの更新に賛同しております。

本改正は、本定時株主総会において上記承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとし、現行プランはそれを条件として本プランに更新されるものとします。

なお、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（以下総称して「法令等」といいます）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとしたします。

1. 基本方針の内容

当社は経営支配権の異動を通じた企業活動や経済の活性化を否定するものではありません。また、大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、当社は、大規模買付行為またはこれに関する提案につきましては、当社株主の皆様が、当該大規模買付者の事業内容、事業計画、さらには過去の投資行動等から、当該大規模買付行為または提案の企業価値及び株主の皆様共同の利益への影響を慎重に判断する必要があると認識しています。そのためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、当社株主の皆様が必要かつ十分な情報、意見、提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、以下のとおり、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは遵守した場合でも、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値及び株主の皆様共同の利益を著しく損なうときには、当社取締役会として一定の措置を講ずる方針です。

2. 基本方針の前提となる当社の経営

(1) 当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取り組み

① 企業理念と経営の基本姿勢

当社は、大正 10 年の創業以来、「医療を通じて社会に貢献する」との企業理念のもと、日本の医療機器業界をリードする企業として、医療の進歩や安全性の向上とともに、企業価値及び株主の皆様共同の利益の向上に誠実に努めることを経営の基本姿勢としてまいりました。

北里柴三郎博士をはじめとする日本を代表する医学者の賛同を得て設立された当社の使命は設立趣意書の中で次のように表現されております。

「私たちが創立しようとする事業は、ただ平和的営利事業というだけではなく、国民の保健は衛生思想の普及にかかっており、国民の健康が国家安定の基礎であるという見地からすれば、これは国家的工業ということが出来ます。（中略）優良品の製造供給により国民保健の一助とし、かつ国家経済上の実益を挙げることを期するものとします。

（現代語訳・抜粋）」

当社は創業以来約 90 年にわたってこの創業の精神を忠実に貫いた経営を行ってまいりました結果、国内外でのブランドとビジネス基盤を確立し、現在では世界 160 ヶ国以上の国に高品質な医療機器を供給しております。

② 新経営体制による企業価値向上

当社は、創業以来 40 年間にわたってガラス体温計の専門メーカーとして発展しました。その後 1960 年代に入り日本で初めての使い切り注射器をはじめ、血液バッグ、ソフトバッグ入り輸液剤、さらに人工臓器、カテーテルなど、先駆的な製品を広く医療の現場に提供し、その事業領域を拡大してきました。さらに、1990 年代後半からは M&A などの手法も活用し、グローバル化の推進や、技術補完を積極的に行い、1998 年度に約 1,600 億円だった売上高は、2010 年度には 3,282 億円となり、営業利益とともに 2 倍を超える成長を達成してきました。

そして昨年、今までの安定的かつ持続的な成長に加えて、更なる飛躍的成長を追求するため、10年以内に売上高1兆円を超えることを目指した長期目標を掲げました。

現在、世界の医療機器市場では、中国・インドなどの新興国の経済発展に伴う急速な医療のインフラ整備、欧米など先進国での医療効率化・質の向上を目的とした医療制度改革、日本での医療・介護分野の国家の成長戦略における戦略的産業への位置づけの動きなど、かつてない大きな変革期を迎えています。このように大きく変貌しつつある世界の医療機器市場には豊富な成長機会が存在しており、当社の全事業、全地域に成長の機会が存在するといっても過言ではありません。当社の技術力やグローバルなネットワークといった強みを活かしながら、新たな事業機会に積極果敢に挑戦していくことが重要であると考えています。これらの認識のもと、当社は売上高1兆円に向けた新しい長期成長戦略として次の3つの戦略を中心に取り組みます。

第1に、グローバルな市場拡大を伴う新しい医療ニーズへの挑戦です。具体的には「ドラッグ&デバイスの融合」、「グローバル糖尿病事業」、「医療インフラとしての血液事業」、「人にやさしい治療の拡大」、「普及期に入る補助人工心臓」です。この5つの領域は、持続的な成長性を秘めた有望な事業領域です。しかも、これらは当社がこれまで培った技術やノウハウを活かせる、優位性を持つ領域でもあります。これらの領域において、グローバルなネットワークと人材を最大限に活用して事業開拓を展開します。また、自前の経営資源による内部成長だけでなく、提携・買収などによる外部成長も考慮に入れた柔軟な戦略で実行スピードを加速していきます。

第2に、新興国における事業展開の加速です。特に、中国、インド、アジア諸国及びブラジルは、今後当社が戦略的に注力すべき市場です。これらの地域については、ユニークな市場特性と急速な環境変化に対応できるよう、現地市場に密着した戦略・経営体制を強化していきます。

第3に、国内事業基盤の強化です。国内の医療現場は今、大きな変革の波にさらされて多様な課題が生まれつつあります。例えば、高齢者医療や介護は国民生活にとって大きな課題であり、将来、市場拡大が見込まれる分野です。当社は、顧客・現場志向を強化し、医療の進化とQOL（生活の質）向上に役立つソリューションを提供することによって、国内事業においても成長機会を追求していきます。

上記の長期成長戦略実現に向けた具体的施策として、2011年4月から始まる3ヵ年の新中期経営計画を策定しました。この中期3ヵ年を売上高1兆円への第一歩として位置づけ、2011年4月13日に買収完了したCaridianBCTを新たな一員に加え、1兆円成長軌道を上回る成長の実現を目指します。また、積極的に成長投資を行う一方、販売のみならず生産を含めた全社的なグローバル化を加速させることにより、一層の収益拡大・収益力向上を目指します。（新中期経営計画の詳細については、2011年5月18日発表予定の当社プレスリリースをご参照ください。）

大きな環境変化を成長機会として捉え、成長戦略を着実に実行することで10年以内に売上高1兆円を達成し、日本国内ばかりでなく世界の医療に対する責任を果たし続けることが、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を向上させることに資すると確信しています。

(2) 当社の社会的使命

当社は医療機器のリーディングカンパニーとして、長年にわたって医療現場と信頼関係を築き、医療を通じて社会に貢献してまいりました。「医療を通じて社会に貢献する」ことは、当社創立以来の企業理念であり、社会的責任に対する強いコミットメントです。医療の現場においては、1日たりとも製品の供給に支障を来すことは許されません。優れた製品を高い品質で安定的に供給すること、そして医療を取り巻く様々な社会的課題の解決に向けて積極的に挑戦することが最も重要な当社の社会的責任であると考えています。このような考え方のもと、当社は、引き続き、製品の供給や品質の確保において、世界の医療供給体制の中で重要な役割を担ってまいります。

不適切な買収行為により、当社製品の供給や品質に問題が生じた場合、社会の人々の生命や健康に深刻な影響を及ぼす可能性も否定できません。そのような事態を招くことなく、社会と医療現場からの長年の信頼を維持向上させる安定的経営は、当社の企業価値・株主の皆様共同の利益にもかなうこととなります。

(3) コーポレートガバナンスの強化

当社は、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の向上のために不可欠な仕組みとして、コーポレートガバナンスの強化を経営の重要な課題に掲げております。経営を担う取締役は、その経営責任を明確にし、経営環境の変化に機動的に対応する最適な経営体制を確保するため、任期を1年としていることに加え、独立性の高い社外取締役3名（全取締役15名）、社外監査役2名（全監査役4名）の選任によって経営の透明性や公正性を徹底しております。また、経営の透明性と客観性を高める目的から、取締役候補者の推薦及び取締役の業績評価、報酬案について検討する「報酬人事委員会」を、社外取締役を含む体制で設置しています。また、経営全般へのアドバイスを目的に、社外の有識者から成る「アドバイザリーボード」を設置し、2ヵ月毎に経営層との意見交換会を開催しています。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランへの更新の目的について

当社は、上記1記載の基本方針に基づき、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得等を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社並びにその子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます）の歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、買収者等による当社の支配株式の取得等が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得等の行為に対する当社取締役会の評価、意見や、場合によってはそれを受けた当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記1の基本方針を踏まえ、大規模買付行為（下記(2)(a)に定義されます。以下同じとします）を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮ないし検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記(2)(e)に定義されます。以下同じとします）の勧告を受けて当該大規模買付行為に

対する賛否の意見または大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下「例外事由該当者」といいます）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランへの更新が必要であるとの結論に達しました。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会において本プランへの更新に関する承認議案を付議することを通じて株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定し、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、本改正は効力を生じず、現行プランは本定時株主総会の終結の時点で終了することとなるという条件の下で、本日付で、本改正と本プランへの更新を決定しました。

なお、平成 23 年 3 月 31 日現在における当社株式の状況は（別紙 1）のとおりです。また、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為を行う旨の提案を受けている事実はございません。

(2) 本プランの内容について

本プランの具体的内容は以下のとおりであり、その手続の流れの概要をまとめたフローチャートは（別紙 2）のとおりです。

(a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①から③までのいずれかに該当する行為若しくはその可能性のある行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除き、以下「大規模買付行為」と総称します）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ① 当社が発行者である株券等（注 1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注 2）が 20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注 3）
- ② 当社が発行者である株券等（注 4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注 5）とその特別関係者（注 6）の株券等所有割合との合計が 20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注 7）
- ③ 上記①または②に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者（注 8）に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注 9）を樹立する行為（注 10）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が 20%以上となるような場合に限りま）

（注 1） 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注 2） 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者、並びに(ii)当社の特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます）は、当社の特定の株主の共同保有者とみ

なします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

- (注 3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第 14 条の 6 に規定される各取引を行うことを含みます。
- (注 4) 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。
- (注 5) 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注 6) 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注 7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第 6 条第 3 項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注 8) 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。
- (注 9) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、それらを通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- (注 10) 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従うものとします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、大規模買付ルールを遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名または記名押印のなされた書面及び当該署名または記名押印を行った代表者の資格証明書（以下これらを併せて「意向表明書」といいます）を当社代表取締役社長宛に提出していただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した場合、直ちにこれを独立委員会に提出いたします。

意向表明書には、法令及び大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、意向表明書提出前 60 日間における買付者等の当社の株券等の取引状況及び企図する大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(c) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の①から⑩までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します）を、当社取締役会が意向表明書を受領した日

から 5 営業日以内（初日不算入とします。以下本(c)において同じとします）に（ただし、⑪については、当社取締役会が都度定める合理的な期間内に）提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直ちにこれを独立委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下「意見形成」といいます）、または代替案を立案して（以下「代替案立案」といいます）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び独立委員会による意見形成及び代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。ただし、この場合、当社取締役会は、独立委員会の意見に従うものとします。

また、当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、その旨を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って原則として適時適切に開示します。ただし、当社取締役会は、かかる判断及び決定にあたって、独立委員会の意見に従うものとします。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限りします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主または出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接であるか間接であるかを問いません）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容並びに役員の氏名及び略歴・過去における法令違反行為の有無（及びそれが存在する場合にはその概要）等を含みます）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます）
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項に定義される重要提案行為等をいいます）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします）の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ④ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額並びにその算定根拠を含みます）
- ⑤ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません）を含みます）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の担保ない

し誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます)

- ⑥ 大規模買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社事業または資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます）その他大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの顧客、取引先、役員、従業員、当社工場または製造生産設備等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ 大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府または第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認または許認可などの取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます）
- ⑧ 大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑨ 大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- ⑩ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません）及び関連性がある場合にはその関連性に関する詳細、並びにこれらに対する対処方針
- ⑪ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会が受領した日から原則として 5 営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記①または②の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日不算入とします）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定します。

大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定されたものです。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：最長 60 日間
- ② ①を除く大規模買付行為が行われる場合：最長 90 日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保ないし向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ること、また代表的な公的医療機関、医療行政当局等の意見を聞くこと等ができるものとします。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(f)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に對抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長 30 日間（初

日不算入とします) 延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(e) 独立委員会の設置

当社は、現行プランにおいて、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役の中の 3 名以上から構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます）を設置しているところですが、本プランにおいても、継続して当該独立委員会を設置します。

また、独立委員会の委員は、当社取締役会の決議により選任されるものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者の立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ること、また代表的な公的医療機関、医療行政当局等の意見を聞くこと等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

本プランへの更新時点において予定される独立委員会の委員は 5 名であり、各委員として就任予定の者の氏名及び略歴は（別紙 3）のとおりです。

独立委員会は、対抗措置の発動の是非（対抗措置の中止または発動の停止の是非を含みます）その他当社取締役会が諮問する事項につき、その決議に基づき当社取締役会に勧告を行う権限を有するものとします。独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、当該委員を除く委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(f) 独立委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

ア 独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から③に定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後 5 営業日以内（初日不算入とします）に当該違反が是正されず、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の中止または発動の停止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当該大規模買付者が次の(ア)から(シ)までのいずれかの事情を有していると認められる者であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）などに代表される、構造上株主の皆様の判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社の利害関係者の関係が破壊され、その結果として当社の企業価値が著しく毀損することが予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将

来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合

- (ケ) 大規模買付者の経営方針及び事業計画等が、当社製品及びサービスの安定供給に支障をきたし、患者様の生命及び健康に重大かつ深刻な影響が及ぶことが想定され、その結果として、当社が上記 2 に記載の医療に対する社会的使命を果たせなくなると判断される場合
- (コ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (ク) 大規模買付者の経営陣または主要株主若しくは出資者に反社会的勢力またはテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (ク) その他(ア)から(イ)に準ずる場合で、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

③ 独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、適宜株主の皆様共同の利益の最大化の観点から適切と思われる内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の中止または発動の停止の勧告を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告に従い、取締役会評価期間内に、対抗措置の発動、不発動または中止その他必要な決議を行うものとします。ただし、これに従うことが取締役の善管注意義務に反する場合にはその限りではありません。かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会が大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。ただし、当社取締役会は、かかる判断にあたって、独立委員会の意見に従うものとします。

(h) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置の一つとしては、原則として、会社法第 277 条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものを想定しています（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます）。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、（別紙 4）に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件または(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

4. 本プランへの更新、本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更等について

当社は、本プランへの更新を行うにあたって、株主の皆様の意思を適切に反映する機会を得るため、本プランへの更新に関する承認議案を本定時株主総会に付議します。

本プランの有効期間は、本定時株主総会において本プランへの更新に関する承認決議が可決された時から、本定時株主総会終了後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。なお、本定時株主総会において本プランへの更新に関する承認議案が可決されなかった場合には、本改正は効力を生じず、現行プランは本定時株主総会の終結の時点で終了することになります。

また、当社取締役会は、企業価値または株主の皆様共同の利益の確保ないし向上の観点から、本プランに違反しない範囲、または法令等及び金融商品取引所規則の改正若しくはこれらの解釈・運用の変更、若しくは税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得た上で、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

5. 株主及び投資家の皆様への影響について

(1) 本プランへの更新時にそれが株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランないし本改正が、その効力発生時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記 3(2)(f)に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき本新株予約権 3 個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式 1 株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記 3(2)(f)に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件（（別紙 4）6.新株予約権の行使条件、（別紙 4）7.当社による新株予約権の取得）を付し、例外事由該当者につきましては、新株予約権の行使不可、若しくは、当社による新株予約権取得時の条件により、その保有する当社株式については希釈化される場合があります。この場合であっても、例外事由該当者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手續

① 本新株予約権の無償割当ての手續

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において割当期日を定め、これを公告します。割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は新株予約権が無償にて割り当てられます。

② その他の手續

なお、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手續は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます）。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手續の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

6. 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、東京証券取引所の有価証券上場規程第 440 条に定める買収防衛策の導入に係る遵守事項（①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響、④株主の権利の尊重）を遵守するとともに、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

(1) 企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上

本プランは、上記 3(2)記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮、交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

(3) 株主意思の重視

当社は、本プランへの更新に関する承認議案を本定時株主総会に付議することにより、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。また、上記 4 記載のとおり、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思に係らしめられています。

(4) 外部専門家の意見の取得

上記 3(2)(d)記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言及び代表的な公的医療機関、医療行政当局等の意見を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることになります。

(5) 独立委員会の設置

当社は、上記 3(2)(e)記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、本プランが濫用されることを防止するために、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告に従うものとしています。

(6) 取締役の選任を通じた株主の皆様意思確認

また、当社の取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終の

ものに関する定時株主総会の終結のときまでであるため、毎年の定時株主総会における取締役の選任を通じて、本プランを廃止するか否かについての株主の皆様の意思が確認されることになります。

(7) デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記 4 記載のとおり、当社の株主総会または株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以 上

(別紙 1)

当社株式の状況(平成 23 年 3 月 31 日現在)

1. 発行可能株式総数 840,000,000 株
2. 発行済株式の総数 210,876,260 株
3. 株主数 28,826 名

4. 大株主(上位 10 名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13,068 千株	6.9%
第一生命保険株式会社	10,129	5.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,912	5.2
東京海上日動火災保険株式会社	8,271	4.4
明治安田生命保険相互会社	6,958	3.7
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,611	3.0
株式会社みずほコーポレート銀行	5,105	2.7
オリンパス株式会社	4,715	2.5
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,831	2.0
JPMorgan証券株式会社	3,756	2.0

(注) 出資比率は自己株式 20,994 千株を控除して計算しております。

(別紙 2)

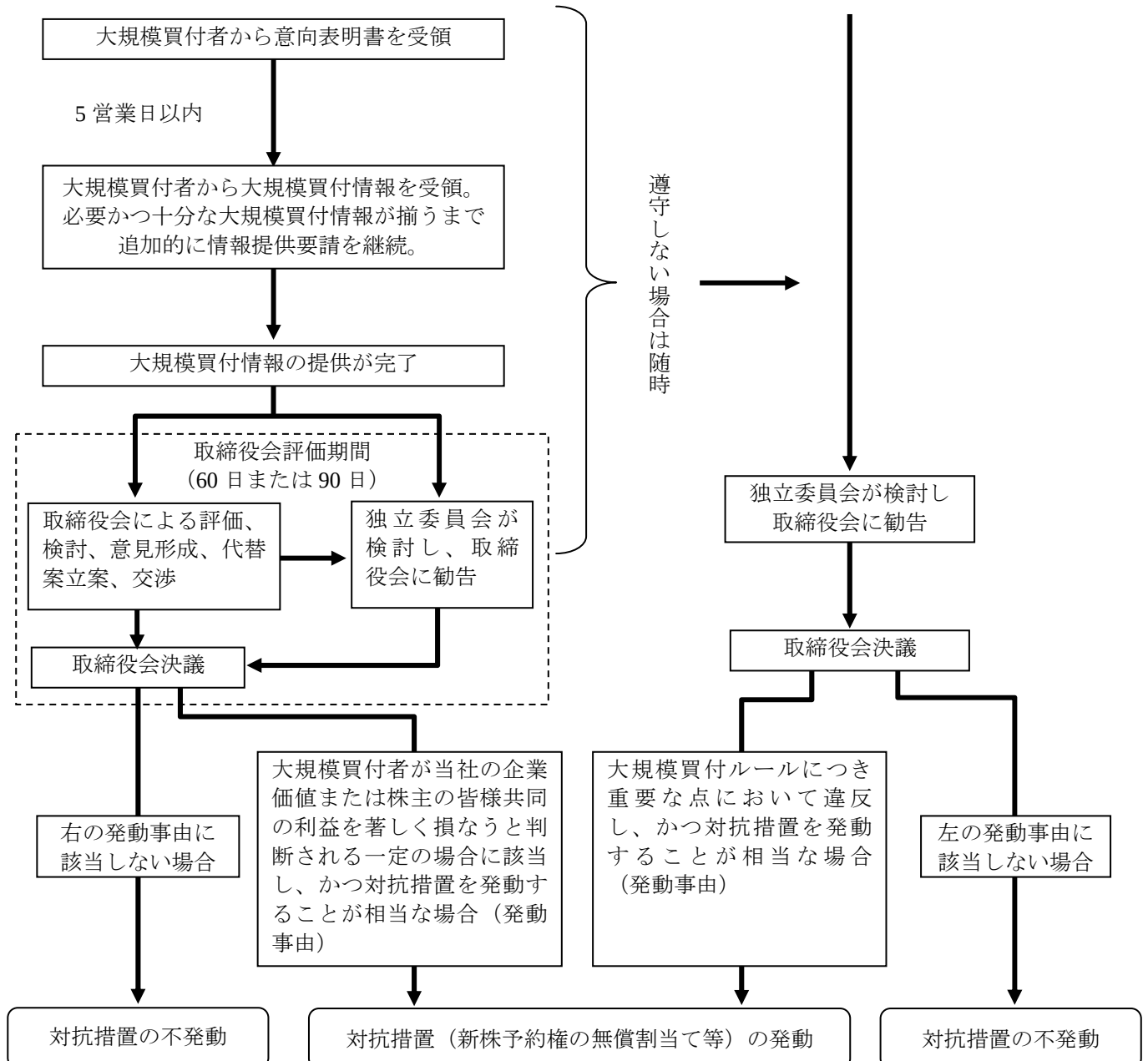
「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」に基づく
大規模買付ルールフローチャート

[大規模買付行為者] の出現 (大規模買付行為)

大規模買付ルールの遵守を要請

(ルールを遵守する場合)

(ルールを遵守しない場合)



※このフローチャートは、本プランの手続きの流れに関する概要を記載したものです。
詳細につきましては、本プレスリリースの本文をご参照ください。

(別紙 3)

独立委員会委員の氏名及び略歴

本プランへの更新時点の独立委員会の委員は、次の 5 名を予定しております。

● 伊佐山 建志(いさやま たけし)氏

〔略歴〕

昭和 42 年 4 月 通商産業省(現経済産業省)入省
平成 8 年 8 月 同省貿易局長
平成 9 年 7 月 同省通商政策局長
平成 10 年 6 月 特許庁長官
平成 11 年 10 月 三井海上火災保険(株)(現三井住友海上火災保険(株))顧問
平成 12 年 9 月 スタンフォード大学 Asia Pacific Research Center ビジネス・リサーチ・フェロー
平成 13 年 9 月 日産自動車(株)副会長
平成 17 年 4 月 国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科
(現同大学工学府産業技術専攻)客員教授(現在)
平成 17 年 6 月 当社社外取締役(現在)
平成 19 年 6 月 大日本スクリーン製造(株)社外取締役(現在)
平成 19 年 10 月 カーライル・ジャパン・エルエルシー会長
平成 21 年 5 月 ルノーs.a.s. 社外取締役(現在)
平成 22 年 7 月 カーライル・ジャパン・エルエルシー シニアアドバイザー(現在)

※伊佐山建志氏は会社法第 2 条第 15 号に規定される社外取締役です。
同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

● 生田 正治(いくた まさはる)氏

〔略歴〕

昭和 32 年 4 月 三井船舶(株)(現(株)商船三井)入社
昭和 62 年 6 月 同社取締役
平成 6 年 6 月 同社代表取締役社長
平成 12 年 6 月 同社代表取締役会長
平成 15 年 4 月 日本郵政公社総裁 就任
平成 19 年 3 月 同社総裁 退任
平成 19 年 4 月 (株)商船三井相談役
平成 20 年 6 月 ソースネクスト(株)社外取締役(現在)
平成 20 年 6 月 当社社外取締役(現在)
平成 21 年 5 月 イオン(株)社外取締役(現在)
平成 22 年 2 月 (株)商船三井最高顧問(現在)

※生田正治氏は会社法第 2 条第 15 号に規定される社外取締役です。
同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

● 垣添 忠生(かきぞえ ただお) 氏

〔略歴〕

昭和 50 年 7 月 国立がんセンター(現独立行政法人国立がん研究センター)入職
平成 4 年 1 月 同センター病院長
平成 4 年 7 月 同センター中央病院長
平成 14 年 4 月 同センター総長
平成 19 年 3 月 財団法人日本対がん協会(現公益財団法人日本対がん協会)会長(現在)
平成 19 年 4 月 国立がんセンター(現独立行政法人国立がん研究センター)名誉総長
平成 19 年 4 月 聖路加看護大学大学院特任教授(現在)
平成 21 年 6 月 当社社外取締役(現在)

※垣添忠生氏は会社法第 2 条第 15 号に規定される社外取締役です。
同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

● 高井 延幸(たかい のぶゆき)氏

〔略歴〕

昭和 39 年 4 月 (株)富士銀行入行
平成 2 年 7 月 山武ハネウエル(株)(現(株)山武)入社
平成 2 年 12 月 同社取締役
平成 4 年 12 月 同社常務取締役
平成 10 年 6 月 同社取締役副社長
平成 14 年 6 月 同社代表取締役兼執行役員副社長
平成 18 年 1 月 (株)金門製作所顧問
平成 18 年 6 月 同社社外監査役
平成 18 年 6 月 (株)山武顧問
平成 18 年 6 月 当社社外監査役(現在)

※高井延幸氏は会社法第 2 条第 16 号に規定される社外監査役です。
同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

● 大森 政輔(おおもり まさすけ)氏

〔略歴〕

昭和 37 年 4 月 判事補
昭和 47 年 4 月 判事
昭和 53 年 4 月 法務省民事局第二課長・検事
平成 8 年 1 月 内閣法制局長官
平成 12 年 4 月 早稲田大学法学部客員教授
平成 15 年 11 月 国家公安委員会委員
平成 19 年 7 月 第一生命保険相互会社(現第一生命保険(株))社外監査役(現在)
平成 21 年 6 月 当社社外監査役(現在)

※大森政輔氏は会社法第 2 条第 16 号に規定される社外監査役です。
同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

当社は、東京証券取引所に対して、上記の 5 名を独立役員として届け出ております。なお、本定時株主総会において伊佐山建志氏、生田正治氏、及び垣添忠生氏が社外取締役として選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

以 上

(別紙 4)

新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1. 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき3個を上限とした割合で新株予約権の無償割当てをする。

2. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円以上とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る）。

7. 当社による新株予約権の取得

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を取締役会において付すことがあり得る。

8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他新株予約権無償割当て決議において取締役会が別途定める場合には、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

以 上